感染拡大期における療養体制について

受入病床、宿泊施設がひっ迫した非常事態において、療養体制の最適化を図ることで患者への治療機会を最大限確保

- ① 協議会で定めた(1 1 月 1 8 日)入院・療養の考え方の範囲内で、感染拡大時には入院・宿泊療養の対象を弾力的に運用 ② 中等症以上又は重症化リスクの高い患者を入院治療の対象とし、症状が安定した患者は、宿泊療養へ速やかに切替
- ③ 宿泊施設の運用を6,000室に拡大し、医療機関との連携を強化しつつ、原則40歳以上の患者を優先して入所

府における入院・療養の考え方

新型コロナウイルス感染症対策協議会(R2年11月18日)

【入院】

- ·原則65歳以上
- ·93%<SpO2 <96% かつ息切れや肺炎所見 (中等症Ⅰ)
- ·SpO2 ≦93% (中等症 II) は緊急対応
- ・中等症以上の基礎疾患等又は合併症
- ※無症状、軽症者で保健所が医師等と協議し、可能な 場合は宿泊療養
- ※上記以外にも免疫低下や妊婦など、感染症法政省令に基づく 対象者あり

【宿泊療養】

- ※入院を要しない者は原則宿泊療養
- ・原則65歳未満、ADL自立、基礎疾患等なし
- ・集団生活のルールが遵守できる者

【自宅療養】

- ・原則65歳未満で、基礎疾患等がなく、 感染管理対策が可能
- ・同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・ 介護従事者なし



※ 今後の情況に応じて随時運用を見直すこととする

【入院】

- ・「中等症以上」又は「軽症でも重症化 リスクのある患者」
- ・早期の積極的な治療等により症状が 安定した患者を宿泊療養に切替え

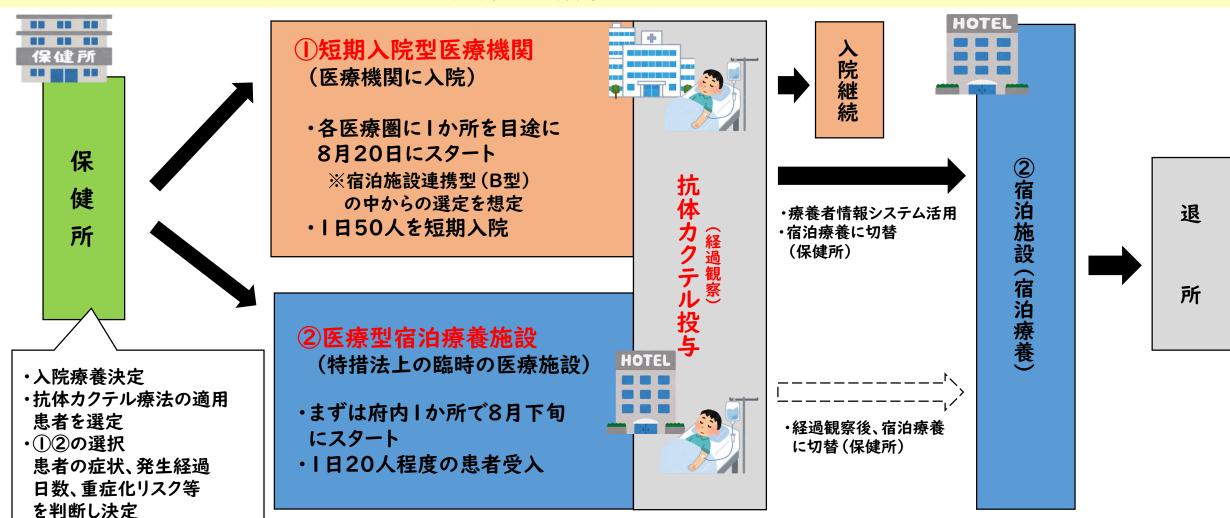
【宿泊療養】

- ・40歳以上の患者は原則宿泊療養
- ・40歳未満については、重症化リスクのある患 者(無症状含む)や、自宅において適切な感染 対策が取れない患者等を優先

宿泊・自宅療養への支援の強

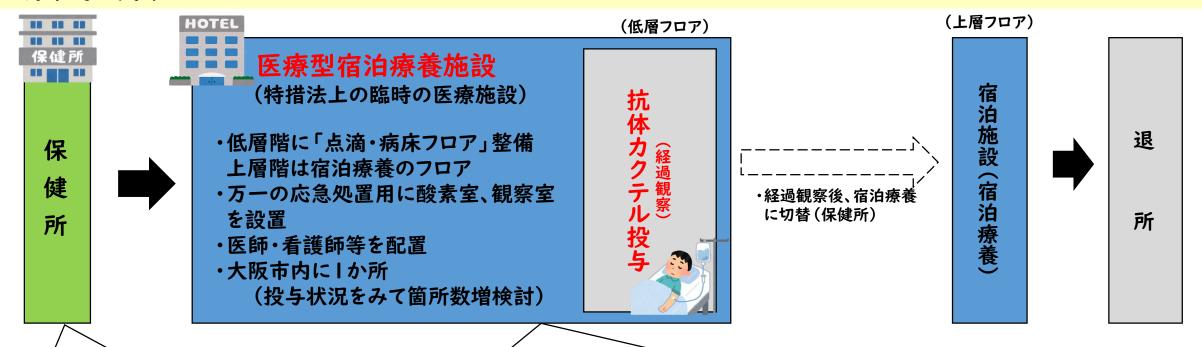
抗体カクテル療法について①(推進体制)

- ◆ 抗体カクテル療法による早期治療を行うことで、重症化を予防し、もって中等症病床のひっ迫を軽減する
 - ①短期入院型医療機関:各医療圏に1か所を目途に整備。一日50人程度をホテルに下り搬送
 - ②医療型宿泊施設: I か所のホテルの一部を特措法上の臨時の医療施設(医療型宿泊療養施設)とし、 試行的に I 日20人程度の患者受入



抗体カクテル療法について② (医療型宿泊療養施設)

- ◆ 抗体カクテル療法による早期治療を行うことで、重症化を予防し、もって中等症病床のひっ迫を軽減
- ◆ Iか所のホテルの一部を特措法上の臨時の医療施設(医療型宿泊療養施設)とし、試行的にI日20人程度の患者受入を 8月下旬に開始



・抗体カクテル療法の適用患者 を選定し、入院療養決定

(適用患者)

- ・重症化リスク因子(50歳以上、肥満など)を一つでも有すること
- ・酸素投与を要しないこと
- ・無症状の患者ではないこと 等

■具体的な運用(案)

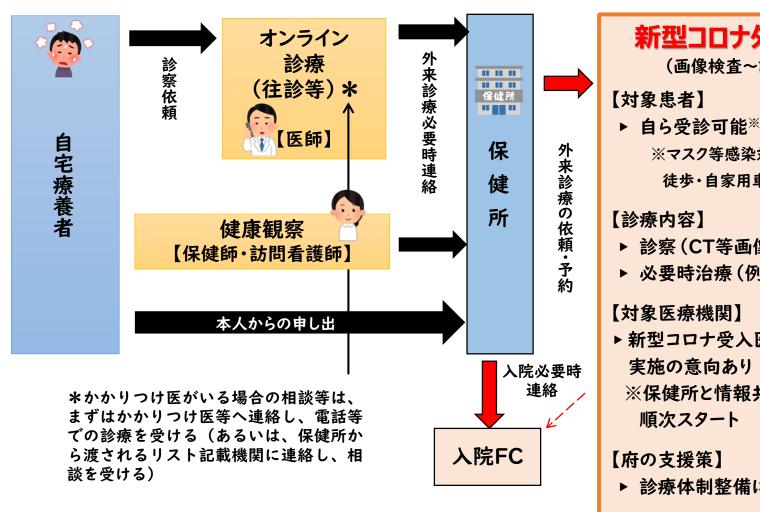
- 〇運営形態:設置者は大阪府、運営は調整中
- 〇医師 | 名、看護師3名、薬剤師 | 名を配置し、日中に投与
- 〇ホテルの低層階に20人程度が収容できる「点滴・病床フロア」で抗体カクテル(薬剤)を投与
- 〇薬剤投与中及び投与後 | 時間程度は医師が経過観察(気分不良の場合などは観察室へ)

経過観察後、症状が安定している患者を宿泊療養フロアへ移動

〇宿泊療養フロアに移動後は、ホテル看護師が健康観察

自宅療養への支援強化について①(外来診療病院)

感染拡大時に、入院を要しない自宅療養者が、地域で外来診療を受けられるよう、「外来診療病院」を整備



新型コロナ外来診療病院

(画像検査~診療までを実施)

▶ 自ら受診可能※な自宅療養者 ※マスク等感染対策を講じ、 徒歩・自家用車による来院が可能

- ▶ 診察(CT等画像検査)
- ▶ 必要時治療(例:輸液、薬剤投与等)
- ▶新型コロナ受入医療機関等約40病院が
- ※保健所と情報共有し、8月20日より

▶ 診療体制整備に係る設備補助

在

宅療

養

自宅療養 (継続)

(保健所健康管理)



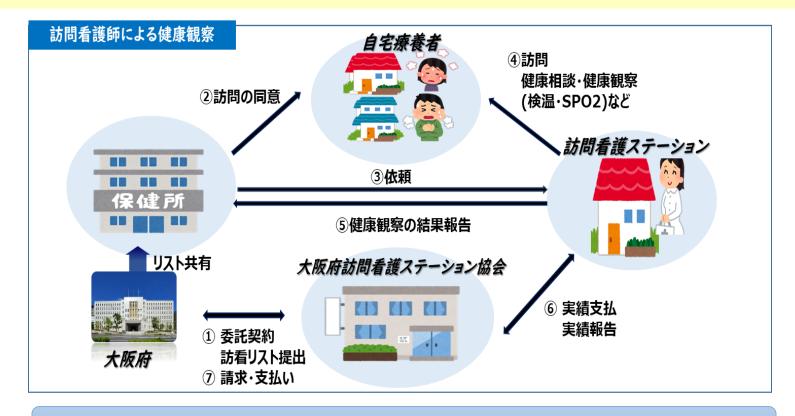
入院

入 院 が 必

コロナ受入病院は、 自院受入れを基 本とする。 (受け入れ困難 な場合は入院FC へ依頼)

自宅療養への支援強化について②(訪問看護師による健康観察)

◆自宅療養者に対し、保健所が行っている電話等による健康観察について、保健所長が訪問による観察相談が 必要と認めた患者に対し、地域の訪問看護ステーションが直接自宅に訪問する体制を新たに整備。

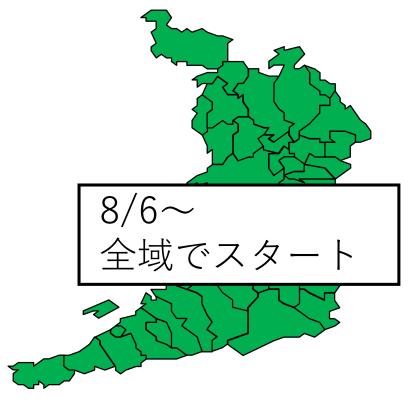


《府の支援》

- ・1回あたり出務料2万円、初期費用 5万円(1回限り)
- ・資機材の支援(マスクN95、ガウン等)

《留意点》

- ・保健所長が訪問時の報告により、患者の状況に応じて、オンライン 診療や医師による訪問診療、救急要請、入院等の必要性を判断・対応する。
- ・健康観察での緊急対応や介助及びケアの実施は対象外



訪問看護ステーション協力事業所数 <u>| 58箇所 (8月 | 7日現在)</u>

※順次追加予定

参考

《大阪府訪問看護ステーション協会》

・訪問看護事業の健全な発展に寄与することを目的に設立した団体 会員施設数:約860箇所 (2021年現在)

大阪府内の入院患者待機ステーションの運用について

	ステーション名		稼働	ベッド数
大阪市内	第一入院患者待機ステーション		0	10床
	第二入院患者待機ステーション		状況により稼働	8床
大阪市外 ※	豊能二次医療圏域		8月下旬	3床
	南河内二次医療圏域		9月上旬	2床
	泉州二次医療圏域	北部	0	2床
		南部	0	2床
合計			6か所	27床

[※] 大阪市外は大阪府入院患者待機ステーション設置市町村等支援事業を活用

独自に対策をする市町村等

【豊能圏域:2か所】【三島圏域:2か所】

【北河内圏域:2か所】 ※待機場所を設置(救急車や災害用テントを使用)

【その他の対策】上記以外の市町村等では、民間救急車の利用や訪問診療等の

待機場所設置以外の対策を実施

